福祉 welfare

手話言語の国際デー

毎年9月23日は国連が定めた「手話言語の国際デー」です。また、この日に続く9月最後の1週間は「国際ろう者週間」と定められています。

今年はろう者のスポーツの祭典であるデフリンピックも開催されることから、ろう者や手話が注目されています。

国際デー前後の期間、市民交流センターとにほんまつ城報館では、国際デーのイメージカラーである青色を用いたライトアップが行われます。

また、市役所1階市民ホールでは手話に関する啓発展示が行われます。

ライトアップ実施期間　9月17日(水)～30日(火)

ライトアップ実施時間　夕方～午後9時頃

◎問い合わせ…
福祉課障がい福祉係
☎(55)5113
Fax(22)1547

手話講習会受講生募集

手話技術の習得と聴覚障がい者との交流を図るための初心者向け講習会です。

対象者　二本松市、本宮市、大玉村に在住、在学、在勤している方で、手話を学び、聴覚障がい者との交流を希望する方

日　時(全6回・各回火曜日)
①9月30日②10月7日
③10月14日④10月21日
⑤10月28日⑥11月4日
午後7時～8時30分

会　場　本宮市えぽか

参加料　無料

定　員　10人(先着順)

受付期間　9月1日(月)～19日(金)

◎問い合わせ・申し込み…
本宮市役所
社会福祉課社会福祉係
☎(24)5371
Fax(33)6620

ワンポイント手話

「月見」
昇るまん丸なお月さまを眺める様子の表現

丸めた右手２指を右目から弧を描いて右斜め上へ上げていく。

出典：一般財団法人全日本ろうあ連盟発行『わたしたちの手話　学習辞典Ⅱ』P193より

肢体不自由者来所相談会

日　時　10月10日(金)
午後1時～2時

場　所　県庁北庁舎1階

県障がい者総合福祉センター(福島市杉妻町2－16)

相談内容　補装具(義肢、装具、車いす等)の購入・修理、医療、その他更生に関する相談
※身体障害者手帳をお持ちの方は持参してください。

相談料　無料

申込方法　事前に下記まで電話等でお申し込みください。

申込期限　9月29日(月)
◎問い合わせ・申し込み…
福祉課障がい福祉係
☎(55)5113
Fax(22)1547
または各支所地域振興課市民福祉係

「令和7年大船渡市赤崎町林野火災」義援金のご報告及び御礼

市では、2月26日に岩手県大船渡市赤崎町で発生した林野火災の被災者支援のため、本庁市民課および各支所地域振興課に募金箱を設置しました。

3月25日から6月23日までに集まった義援金1万5940円は日本赤十字社(福島県支部二本松地区)へ全額寄附しました。

ご協力いただきました皆さんに御礼を申し上げます。

直接送金をご希望の方は、日本赤十字社のウェブサイトをご覧ください。

日本赤十字社ウェブサイト

◎問い合わせ…
福祉課地域福祉係
☎(24)5063
Fax(22)1547

税金 tax

定額減税調整給付金(不足額給付)の申請

昨年の調整給付金の算定では令和5年分の所得等を基に推計額で算定しているため、令和6年分所得税および定額減税の実績額等確定後、本来給付すべき額に対し不足額が生じた方へ追加支給します。

また、定額減税対象外かつ低所得世帯向け給付の対象外だった方で、事業専従者、または合計所得48万円超の方に対して、1人当たり原則4万円(定額)を支給します。

対象者には、7月末頃までに支給確認書等を送付していますので、10月31日(金)まで早めの返送をお願いします。

◎問い合わせ…
二本松市調整給付金コールセンター(フリーダイヤル)
☎0120(438)028
税務課市民税係
☎(55)5085
Fax(22)0790

environment hygiene 環境衛生

9月20日～26日は「動物愛護週間」です

犬・猫が迷子になったら…

犬・猫を探している飼い主の方、あるいはを保護している方は左記窓口、または市役所生活環境課、各支所地域振興課へ連絡してください。

福島県動物愛護センター
☎024(953)6400
二本松警察署
☎(23)1212

鑑札・注射済票

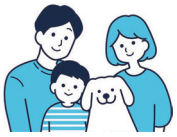

生後91日以上の犬の飼い主は、狂犬病予防法に基づき、市に犬の登録をしてください。

また、登録の際に配付された鑑札、狂犬病予防注射の際に配付された注射済票を犬の首輪等に付けてください。

これらの番号により、万が一迷子になってしまった場合でも飼い主が見つかりやすくなります。

狂犬病予防注射

狂犬病は、人を含む全ての哺乳類が感染し、発症するとほぼ100%の確率で死亡します。飼い主と愛犬を守るため、毎年必ず狂犬病予防注射を受けさせてください。

マナーを守って飼いましょう

・犬の散歩の際には、必ずリードを装着し、フンは持ち帰りましょう。
・首輪やリードの点検を定期的に行い、古くなったら交換しましょう。
・飼うことができない犬や猫を増やさないよう、オス・メスともに不妊手術を施しましょう。
・猫は近隣への迷惑防止のためにも、室内で飼育しましょう。また、飼い主を明示する迷子札を付けましょう。
・野良猫への安易なエサやりは、周囲への糞尿被害や数の増大につながります。飼う意思のない野良猫へのエサやりはやめましょう。
・災害に備え、ペット用避難用品を準備しておきましょう。

9月は「不法投棄防止強調月間」です

きれいな住みよい地域づくりのため、市では、不法投棄の禁止を呼び掛けています。

しかし、道路脇や待避所などに、空き缶やビニール袋に入ったごみなどのポイ捨てが多く見られます。また、林道の法面などには、家電製品、タイヤ、車両部品など大量のごみが捨てられています。

これらは全て不法投棄です。一人一人が不法投棄は「犯罪」であるという認識を持ち、「不法投棄をしない、させない」という意識を持ちましょう。

不法投棄は「犯罪」です！

通報があった不法投棄ごみの調査をし、状況に応じて警察と連携しながら、投棄者を捜索しています。

不法投棄の罰則

5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金(法人等にあっては、3億円以下の罰金)となります。

ごみ出しを適切に行いましょう

段ボールや雑誌類などをごみステーションに出す際には、外れないようにひもで十字に束ねて出してください。ひもで縛っていないものは収集できません。

空き缶のコンテナに金属ごみなどの異物が混入している場合について、空き缶以外のごみは収集できません。空き缶のコンテナに捨てることができるものは、アルミ・スチールマークのある飲料用の缶のみになります。それ以外の缶については、破砕するごみの指定袋(ピンク)に捨ててください。

適切なごみの分別についてご協力をお願いします。

資源物売却益還元金の配分を行いました

「分ければ資源、混ぜればごみ」

安達地方広域行政組合より受け取った資源物売却益還元金を、各行政区に対して配分しました。

資源物売却益還元金とは、ごみ収集所に分別して出された資源物(あき缶、ダンボール、ペットボトル、ビン、指定袋(透明)のプラごみ等)を、収集後、有価物として売却し、その売却益の一部を各行政区へ還元するものです。

ごみの分別へのより一層のご協力をよろしくお願いします。

◎問い合わせ…
生活環境課環境衛生係
☎(55)5103
Fax(22)4479
または各支所地域振興課